

医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業に関する Q&A  
(令和 8 年度第 1 版)

令和 8 年 5 月 15 日

<b>1. 事業全般について</b> .....	3
問 1 医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の受給者証や診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る医療機関システムの改修の概要はどのようなものか。...	3
問 2 実施要領第 3 補助対象事業のうち、第 3 の 1（医療費助成のオンライン資格確認にかかる改修及びマイナ診察券にかかる改修）及び第 3 の 3（マイナ診察券にかかる改修）の交付対象となる、再来受付機その他必要なシステムの改修等について、どのような改修が交付対象となるのか。 .....	3
問 3 病院において、先にマイナ診察券に係る改修等を行い、その後、医療費助成のオンライン資格確認に係る改修は追って対応するという段階的な導入を検討しているが、その場合、補助金の交付申請を複数回に分けて実施することは可能か。 .....	4
問 4 実施要領第 3 の 1（療費助成のオンライン資格確認にかかる改修及びマイナ診察券にかかる改修）及び第 3 の 2（医療費助成のオンライン資格確認に係る改修）の事業を検討している。所在地の自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入していない場合でも、補助金の交付対象になるのか。 .....	4
問 5 令和 8 年度の申請期間（5 月 15 日）以前に改修を行っているが補助金の申請が可能か。補助金の申請はいつまでに行えばよいか。 .....	4
<b>2. 医療費助成のオンライン資格確認に係る改修について</b> .....	5
問 6 所在地の自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入していないが、今回の補助金でレセコン改修を行った場合、翌年度以降に所在地の自治体が導入することに伴い、追加での改修は発生するのか。 .....	5
問 7 医療費助成のオンライン資格確認は、令和 8 年度時点、一部の医療費助成制度を対象としており、また、自治体によって対応している医療費助成制度が異なる。今後、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度が追加された際には、既に改修を行った場合でも、都度、改修を行う必要があるか。 .....	5
問 8 医科・歯科併設医療機関であり、医科・歯科の 2 つの医療機関等コードを持っている。その場合、医科・歯科それぞれで申請が可能か。 .....	5
問 9 薬局については、「大型チェーン薬局」と「大型チェーン薬局以外」で補助額が異なっている。どのように取扱いを判断して区分を選択すればよいか。 .....	5
<b>3. マイナ診察券に係る改修について</b> .....	7

- 問 10 マイナ診察券による受付を開始するためには、どのような改修が必要か。 .....7
- 問 11 補助の対象となる医療機関システム側の改修は何か。 .....7
- 問 12 医療機関等向け総合ポータルサイトの5. 助成対象項目においてマイナ診察券に係る改修の注意書きとして、「※2 再来受付機を購入する場合にはマイナンバーカードの診察券利用のために必要となる経費が購入費用とは切り分けられた形で示された領収書が必要です。」との記載がある。再来受付機の改修だけではなく、購入も補助の対象となるのか。 .....8
- 問 13 院内での運用上、診察券の取り回しが必要な場合(例：レセコンにて患者受付機能がないためカルテ出しに診察券が必要な場合)は、どのような対応が必要か。 .....8
- 問 14 自動精算機で診察券を用いている場合、どのような対応を行えばよいか。 .....8
- 問 15 当院のレセコンではすでに診察券番号(照会番号)を読み込めるようになっておりレセコン改修は不要であり、現在は使用していない。今回を機に、診察券の記載情報を印刷するための機器を導入して診察券のマイナンバーカードへの一体化に取り組むたいと考えているが、当該必要経費は補助対象となるか。 .....8

## 1. 事業全般について

問1 医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の受給者証や診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る医療機関システムの改修の概要はどのようなものか。

（答）

- 医療費助成の受給者証のマイナンバーカードへの一体化によるオンライン資格確認については、医療機関・薬局が、レセコンを改修することにより対応可能となります。

令和8年3月末時点で、全国622の自治体、全国約6.9万の医療機関・薬局においてシステム改修が完了しています。

導入自治体、医療機関・薬局の情報はデジタル庁ホームページ等で公開しています。

（参考）[自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）](#) | デジタル庁

※ デジタル庁HPには、システム改修の使用に関する資料を掲載していますので、ご確認ください。

- また、診察券のマイナンバーカードの一体化については、再来受付機・レセコン等の改修によって対応可能です。

問2 実施要領第3 補助対象事業のうち、第3の1（医療費助成のオンライン資格確認にかかる改修及びマイナ診察券にかかる改修）及び第3の3（マイナ診察券にかかる改修）の交付対象となる、再来受付機その他必要なシステムの改修等について、どのような改修が交付対象となるのか。

（答）

- 再来受付機の改修により、他の医療機関内システム（レセコン、電子カルテ、自動精算機）にも改修が必要となる場合があることから、再来受付機の改修に伴い発生する周辺システムの改修費についても、事業費として含めて申請いただくことは可能です。
- なお、顔認証付カードリーダー・資格確認端末の購入費については補助対象となる事業費に含めることはできません。

問3 病院において、先にマイナ診察券に係る改修等を行い、その後、医療費助成のオンライン資格確認に係る改修は追って対応するという段階的な導入を検討しているが、その場合、補助金の交付申請を複数回に分けて実施することは可能か。

(答)

- 二重請求防止等の観点から、同一医療機関等における複数回申請は認めておりません。
- マイナ診察券と医療費助成のオンライン資格確認を段階的に導入される場合は、全ての導入を完了したのちに、第3の1（療費助成のオンライン資格確認にかかる改修及びマイナ診察券にかかる改修）に基づく申請として、まとめて交付申請してください。

問4 実施要領第3の1（療費助成のオンライン資格確認にかかる改修及びマイナ診察券にかかる改修）及び第3の2（医療費助成のオンライン資格確認に係る改修）の事業を検討している。所在地の自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入していない場合でも、補助金の交付対象になるのか。

(答)

- 対象になります。所在地の自治体が医療費助成のオンライン資格確認の事業を導入していなくても、レセコンの改修を行っていただくことは可能です。

導入自治体についてはデジタル庁ホームページで公表しております。

(参考) [自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム \(Public Medical Hub : PMH\) | デジタル庁](#)

問5 令和8年度の申請期間（5月15日）以前に改修を行っているが補助金の申請が可能か。補助金の申請はいつまでに行えばよいか。

(答)

- 令和8年度の申請期間以前に改修を行った場合も補助金の申請が可能です。
- 令和8年度の補助金の申請は9月30日が締切となります。予算の範囲内で実施する補助金のため、予算上限に到達した場合は申請期限より前に終了する可能性がありますので、改修が完了し、申請の準備が整いましたらお早目の申請をお願いします。

## 2. 医療費助成のオンライン資格確認に係る改修について

問6 所在地の自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入していないが、今回の補助金でレセコン改修を行った場合、翌年度以降に所在地の自治体が入力することに伴い、追加での改修は発生するのか。

(答)

- 既に医療機関・薬局でレセコン改修を行っている場合、新たに所在地の自治体が入力することに伴う改修は発生しません。

問7 医療費助成のオンライン資格確認は、令和8年度時点、一部の医療費助成制度を対象としており、また、自治体によって対応している医療費助成制度が異なる。今後、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度が追加された際には、既に改修を行った場合でも、都度、改修を行う必要があるか。

(答)

- 医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、医療費助成のオンライン資格確認の対象となる各医療費助成の受給者証情報を受け取ることが可能になるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度が追加されても、改修する必要はありません。
- そのため、過去に本補助事業及び本補助事業以外の関連する補助事業(※)を含め、レセコンの改修について補助金の交付が行われている場合は、本補助事業の申請を行うことはできません。

(※)

- ① 疾病予防対策事業費等補助金(難病対策特別推進事業(第10 難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業))
- ② 公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業費国庫補助金(自立支援医療関係(公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業(自立支援医療関係)))

問8 医科・歯科併設医療機関であり、医科・歯科の2つの医療機関等コードを持っている。その場合、医科・歯科それぞれで申請が可能か。

(答)

- 医療機関等コードごとの申請のため、それぞれの申請が可能です。
- 医科・歯科でそれぞれ異なるレセコンを導入していて、それぞれ改修する場合は両方が助成の対象となります。

問9 薬局については、「大型チェーン薬局」と「大型チェーン薬局以外」で補助額が異なっている。どのように取扱いを判断して区分を選択すればよいか。

(答)

- 「大型チェーン薬局」か「大型チェーン薬局以外」かの取扱いについては、実施要領第5に記載しているとおり、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1（8）の例によるものとし、当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定してください。
- また、令和8年度より、保険薬局については本申請区分を確認するための書類として、申請区分確認シート及び次のいずれかの書類の添付をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。
  - ・直近で地方厚生（支）局に提出している「調剤基本料の施設基準に係る届出添付書類（様式84）」の写し
  - ・直近で地方厚生（支）局に提出している「保険薬局における施設基準届出状況報告書（様式3）」の写し
  - ・上記2点のいずれもお手元にない場合は、それに準ずる書類として、2月末時点の同一グループ内の保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数の合計が分かるもの

### 3. マイナ診察券に係る改修について

問 10 マイナ診察券による受付を開始するためには、どのような改修が必要か。

(答)

○ マイナ診察券による受付を開始するためには、医療機関システム側におけるシステム改修等が必要となります。また、マイナ保険証による受付を導入することで、院内の業務フローを円滑にするための改修等を行うことが考えられます。

○ 例えば、以下のようなケースが想定されます。

① 再来受付機が設置されていない場合

すでにオンライン資格確認システムにおいて、医療保険の資格情報と合わせて診察券番号（照会番号）が含まれたファイルが提供されています。これまで職員の方が紙の診察券を見て診察券番号を手入力していたところですが、当該ファイルをレセコンで読み取って受付ができるように必要な改修等を実施していただくことで、マイナ診察券による受付が可能となります。（例えば、受付の順番管理のため、マイナンバーカードで受診した際に患者情報が表示されるような改修を行うなど）

なお、必須ではありませんが、医療機関での運用によっては、診察券の記載情報を印刷するための機器を導入することも想定されますが、その導入経費も補助の対象となります。

② 再来受付機が設置されている場合

上記①の対応に加えて、これまで再来受付機において診察券を読み取って診察券番号を把握していたところですが、顔認証付きカードリーダー・レセコン端末と再来受付機を連携させて、再来受付機において診察券番号（照会番号）を読み取れるようにすることで、マイナ診察券による受付が可能となります。

なお、再来受付機の改修に伴い発生する周辺システム（電子カルテ、自動精算機など）の改修費についても、補助の対象となります。

問 11 補助の対象となる医療機関システム側の改修は何か。

(答)

○ 医療機関システム側の対応に要する改修として、レセコン等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセコン等の既存システムの改修等が補助の対象となります。

問 12 医療機関等向け総合ポータルサイトの 5. 助成対象項目においてマイナ診察券に係る改修の注意書きとして、「※ 2 再来受付機を購入する場合にはマイナンバーカードの診察券利用のために必要となる経費が購入費用とは切り分けられた形で示された領収書が必要です。」との記載がある。再来受付機の改修だけでなく、購入も補助の対象となるのか。

(答)

- 再来受付機の購入費は、補助の対象とはなりません。
- なお、再来受付機を導入される際に、マイナ診察券を利用するためのオプション等を導入している場合には、補助申請に添付する「領収書内訳書」において、マイナ診察券のオプション等の経費を記載していただくことにより、補助申請が可能です。

問 13 院内での運用上、診察券の取り回しが必要な場合(例：レセコンにて患者受付機能がないためカルテ出しに診察券が必要な場合)は、どのような対応が必要か。

(答)

- 例えば、診察券に記載のある情報（診察券番号など）を印刷できる機能を追加し、印刷したものを使用していただくことにより、診察券が無くても対応可能となることが考えられます。なお、当該機能の導入経費についても、補助の対象となります。

問 14 自動精算機で診察券を用いている場合、どのような対応を行えばよいか。

(答)

- 例えば、受付票に印字されているバーコード等を読み込めるよう、自動精算機側にバーコード読み取りの機能を追加いただくことなどが考えられます。

問 15 当院のレセコンではすでに診察券番号（照会番号）を読み込めるようになっておりレセコン改修は不要であり、現在は使用していない。今回を機に、診察券の記載情報を印刷するための機器を導入して診察券のマイナンバーカードへの一体化に取り組みたいと考えているが、当該必要経費は補助対象となるか。

(答)

- ご質問のケースでは、レセコンについて設定変更等を行いつつ、事務フローの変更に伴い必要となる医療機関システムに係る対応として印刷機能を導入するものであり、当該費用は補助対象とすることが可能です。